

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、次のとおり認定します。

平成19年3月1日

京都市長 榎本 頼 兼

病 院 名	所 在 地	認 定 期 間
医療法人稲門会 岩 倉 病 院	京都市左京区岩倉 上蔵町101番地	平成19年3月1日から 平成20年3月31日まで
社会福祉法人京都博愛会 京都博愛会病院	京都市北区上賀茂 ケシ山1番地	平成19年3月1日から 平成20年3月31日まで
国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護 院川原町54番地	平成19年3月1日から 平成20年3月31日まで

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)